

# ファイル共有ソフト（BitTorrent等）の安易な使用で著作権侵害に！

最近、**ファイル共有ソフト**を使い、違法に著作物(AV動画など)をアップロードしたとして、映像制作会社から文書が届いた等、発信者情報開示により多額の損害賠償請求を起こされる事例が多発しています。多くの方は違法にアップロードしている認識がないまま**ファイル共有ソフト**を使用していると思われます。

※**ファイル共有ソフト**とは、インターネットを利用し、不特定多数の人とファイルをやり取りできるソフトウェアのこと。使い方によっては違法となり、損害賠償責任を負うおそれがある。

**注意** ダウンロードしただけなのに、アップロードしてしまっているかも！？

例えば・・・



視聴したかった動画をインターネットで検索



視聴するために、**ファイル共有ソフト**の仕組みを理解しないままインストール



**ファイル共有ソフト**を通じて動画をダウンロード  
同時にアップロード



著作物をアップロードしたとして、弁護士事務所から  
発信者情報開示に係る意見照会書が届く

- ◎ **著作権者の許可なく、アップロード・ダウンロード**することは**著作権侵害**にあたる可能性があります。私的利用であっても絶対にやめましょう。
- ◎ 一部のファイル共有ソフト（BitTorrent等）は**ダウンロードと同時にアップロードする**仕組みとなっているため、知らないうちに著作物を公開する可能性があり、結果的に著作権侵害となるおそれがあります。